

【事案Ⅲ－3】自然災害共済金請求

・2020年5月7日 裁定打切り

<事案の概要>

申立人は、平成30年の台風21号による屋根外壁などの損壊について、共済金を請求したところ、経年劣化等の理由で支払われなかったため、これを不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、平成30年の台風21号による屋根外壁などの損壊について、補償の対象の範囲となる建物、動産の損害額を見積もり、その額に基づく共済金を申立人に支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 平成30年の台風21号で住宅工場の屋上、外壁ALC、防水シートが飛ばされ、めくられた。その被害を共済団体に連絡したところ、職員が写真を撮りに来た。
- (2) 共済団体から1か月連絡がなくこちらから連絡すると、1年前の台風の際の修理写真、材料、納品書、見積もり等の提出を求められたため、全部そろえて提出した。
- (3) 1年前の台風で払っているので、今回の台風による共済金は支払えないとの回答があったため、再検討を求めたが、回答は変わらなかった。
- (4) 被申立人の決定には不服である。毎月高い掛金をかけていたのに残念である。何のために共済に入ったのかわからない。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

申立人は、平成29年の台風罹災時に、屋上の改装費用等を共済金として受け取っている。この時に、業者に依頼し屋上の改装工事をしていれば、定着された防水シートが、わずか1年たらずで再度めくられて被害を受けるなど考えられない。

そのため、被申立人は、申立人に対し、平成29年の台風罹災時に受け取った共済金で、業者に依頼し屋上の防水工事を実施したかどうかを確認したが、申立人からは「材料納品書」とする書類が提出されただけで、平成29年の台風罹災時に受け取った共済金で修理がなされていないことが判明した。

そこで、被申立人は、申立人の主張する損害は、単なる共済対象物件の経年劣化、欠陥によって生じた損害であって、自然災害による被害とは認定できないとして、支

払を拒否したものである。このとおり、申立人の主張には理由がない。

<裁定の概要>

審議会では、本件の争点は、平成30年の台風21号を原因として新たな共済金支払対象となる損害が発生したか、および、平成29年の台風罹災時の損害について適切な修理が行われず、損害の発生・拡大防止義務違反が存在したかなどであると認識し、双方の主張に係る提出書類・証拠を慎重に検討したが、これら資料のみでは、争点について当審議会が必要な事実認定を行うことは著しく困難であるとの判断に至った。したがって、裁定手続規則第16条（裁定審議を行わない場合）第十号「事実認定が著しく困難な事項」に該当し、申立内容が、その性質上、裁定を継続することは適当でないとして認定し、裁定打ち切りとした。